

令和7年1月5日

消費者の皆様へ

ご安心ください。
店頭の鶏肉や鶏卵は安全です

- 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。
- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設（GPセンター）において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。
- 鳥インフルエンザが発生した場合には、「家畜伝染病予防法」に基づき、発生した農場の飼養家きんの殺処分、焼却又は埋却、消毒、移動制限など必要な防疫措置を実施します。このため、発生が確認された農場の家きん、鶏卵などが市場に出回ることはありません。
なお、これらの防疫措置は、国内の生きた家きんがウイルスに感染することを防止することを目的として実施するものです。

－問い合わせ先－

ご不明な点については、下記消費者相談窓口を設置しましたのでお問い合わせください。

東北農政局消費・安全部消費生活課
電話：022-221-6093